

複数大学を設置する法人の教学上の特例に関する届出手引き

(大学設置基準第19条の2第1項第1号等の文部科学大臣が定める
基準等に基づく届出)

文部科学省高等教育局

この手引きは、令和3年2月26日現在のものです。

使用に際しては、下記にて最新版の有無を御確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakukan/1292091.htm

I 制度の趣旨

18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化
する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応じていかなけれ
ばなりません。このためには、各大学が個々で取り組むだけではなく、自らの強みや
特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、幅広く他の大学や地方公共団
体、産業界などと連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが効果的で
あり、大学間の連携を促進し、より強固なものにしていくことが求められています。

このため、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための新たな制
度を創設しました。当該制度は、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大
臣が大学等連携推進法人として認定し、大学間での連携開設科目の開設や、共同教
育課程を設ける場合の各大学の最低修得単位数の引き下げを内容とする教学上の特
例（以下「教学上の特例」という。）を認めるものです。

また、複数大学を設置する法人（以下「複数大学設置法人」という。）が一定の要
件を満たす場合、大学等連携推進法人に参加する大学間と同様に、教学上の特例が
認められています。

本手引きでは、複数大学設置法人が教学上の特例を利用する上での届出の手順等
について示しています。

※ 具体的な制度設計の内容については、「大学設置基準等の一部を改正する省令（令和3年文部
科学省令第9号）」、「大学設置基準第19条の2第1項第1号の文部科学大臣が定める基準等を
定める件（令和3年文部科学省告示第18号）」、「大学設置基準第19条の2第3項の連携開設
科目を開設する大学が協議すべき事項について定める件（令和3年文部科学省告示第19号）」
及び「大学設置基準等の一部を改正する省令案の施行等について（令和3年2月26日2文科
高第1070号文部科学省高等教育局長通知）」等を参照してください。

II 複数大学設置法人の教学上の特例に関する基本方針届出の手続

（1）届出の方法等

① 届出の方法

複数大学設置法人において、その設置する2以上の大学において教学上の特
例を利用する場合は、文部科学大臣への届出が必要です。

当該複数大学設置法人は、届出様式を利用して基本方針を作成し、事前に下
記提出先に電子メールにて提出してください。その際、電子メールの件名を「複
数大学設置法人の教学上の特例に関する基本方針の届出」とし、PDF形式で添付
してください。

やむを得ず電子メールを使用できない場合には、届出書類の正本1部及び副
本（複写可）1部を下記の住所まで郵送ください。なお、郵送の際は、封筒に朱

書きで「複数大学設置法人の教学上の特例に係る基本方針の届出」と記載してください。

なお、インターネットの利用により基本方針を公表している場合には、届出書に当該書類を公表しているホームページアドレスを記載することで添付を省略することができます。

② 提出先

文部科学省高等教育局大学振興課法規係 宛

E-mail : daigakuc@mext. go. jp

住所 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

※基本方針受領後に、記載事項に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合等、届出の形式上の要件に適合しないことが判明したときは、文部科学省から、当該届出の補正を求めることがあります。

③ 提出時期

連携開設科目の開設又は共同教育課程を編成する前に届け出てください。

(2) 届出に係る変更

届出後、届け出た内容に変更が生じる場合は、変更後の内容に基づいて、(1)の方法により事前に遅滞なく再度届出を行ってください。

届出後、教学上の特例が認められるための要件を満たさなくなったこと等により教学上の特例の利用を止める場合は、事前に遅滞なくその旨を上記提出先まで連絡してください。

(3) その他

文部科学省において、複数大学設置法人による教学上の特例の活用状況等について広く情報発信を行うため、届出された情報について文部科学省ホームページその他の場所で利用する場合があります。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 : 03-5253-4111 (内線3338)

E-mail : daigakuc@mext. go. jp

複数大学設置法人の教学上の特例に関する基本方針の届出に係る 届出書及び添付書類

複数大学設置法人による教学上の特例の利用を希望する場合は、文部科学省に以下の届出書等を提出する必要があります。

届出書等の様式については、文部科学省ホームページに掲載しますので、確認の上、ダウンロードして提出してください。

	提出書類	確認欄
①	届出書	
②	教学上の特例に関する基本方針【別添】	

(注) 届出書には、押印不要です。

届出様式に関する記入要項

【届出書】

- 和暦で届出年月日を記載してください。
- 法人の名称には正式名称を記載してください。
- 代表者印の押印は不要です。
- 担当者の氏名及び連絡先（電話番号、eメールアドレス）を記載してください。
- 基本方針を公表している場合は、そのホームページアドレスを記載してください。
- 届出の根拠となる告示や該当する条文番号は届出内容に応じて修正してください。

【別添（基本方針）】

- 和暦で策定年月日を記載してください。
- 基本方針は公表することになりますので、設置する大学等のステークホルダーを含めて広く社会一般に分かりやすい内容とすることが望まれます。
- 各欄について、字数の制限はありませんが、簡潔に分かりやすく作成することが望まれます。
- 「1. 法人が設置する大学名」欄には、法人が設置する大学名（教学上の特例を利用するもの）を記載してください。
(例) ○○大学、△△大学、○○短期大学
- 「2. 法人内において、法人が設置する2以上の大学による連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項」欄には、教学上の特例の活用にあたり、法人内で教学上の特例の対象となる大学間での連携を所管する部局等の中核的に大学間での連携した教育研究活動の実施を担う者について主な役割とともに記載してください。

(例) ○○センターが中心となり、教学上の特例を活用する大学間の調整、参加大学の教職員に対する研修等計画の策定等を実施する。 等

- 「3. 当該2以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項」欄には、大学間における連携開設科目又は共同教育課程の内容及び目標、連携開設科目又は共同教育課程の継続的かつ安定的な実施のために行う事項について記載してください。

例えば、対象となる学問領域や教育課程の内容や取組の目標について記載するとともに、大学間で連携開設科目を開設・実施するためにどのような協議の場を設けているかを記載してください。また、継続的かつ安定的な実施のために行う大学間の教職員を対象とした研修等に関する事項を記載することも考えられます。この際、具体的な連携開設科目の名称や科目概要の記載まで求めるものではありません。

(例) ○○分野、教養教育を対象に実施し、○○の人材育成を強化する。大学間で

〇〇が参画する委員会で協議する。大学間で共同して〇〇や〇〇に関する研修を実施する。 等

○ 「4. 大学の役割分担に関する事項」欄には、連携開設科目又は共同教育課程の実施に際して各大学の役割分担について記載してください。

(例) 〇〇大学は、〇〇の強みを活かして、〇〇分野における教育を担う 等